# 福岡県国民保護計画の概要

## １　変更理由

都道府県が実施する国民保護措置等を定める都道府県国民保護計画は、国民保護法（平成 16 年法律第 112 号）第 34 条第 1 項及び第 8 項の規定により、国の「国民の保護に関する基本指針（以下、「基本指針」という。）」に基づいて、作成・変更しなければならないとされている。

令和 8 年 3 月 31 日の閣議決定により、国の基本指針が変更されたことに伴い、福岡県国民保護計画（平成 18 年 1 月 20 日作成）を以下のとおり変更するもの。

## ○福岡県国民保護計画の主な変更点

### １．基本指針の変更に伴うもの

#### (1) 救援に「福祉サービスの提供」を追加したことに伴う変更

令和７年７月の改正災害救助法の施行により、避難所に加え、自宅や自家用車で生活する高齢者、障がい者などの要配慮者に対しても、相談対応や食事、排せつ、入浴の介助等の日常生活上の支援などの福祉サービスを提供することが明記された。

このことに伴い、国民保護法施行令が改正され、基本指針にも「福祉サービスの提供」が追加されたため、本計画にも反映するもの。

※これまでの要配慮者に対する記載を今回、福祉サービスとして整理。

#### (2) 指定公共機関に日本医師会を追加

国が新たに指定公共機関（有事の際に支援いただく民間機関）に日本医師会を指定したため追記するもの。

※県医師会はすでに都道府県が指定する「指定地方公共機関」に指定済。

#### (3) 通信設備の提供、住宅の応急修理及び学用品の給与において国等に対して支援要請することを新たに記載

これまで基本指針の食品等の給与の項目のみに国が自治体を支援するという役割が記載されていいたところ、他の項目にも明記されたことから、本計画にも反映するもの。

### ２．その他

#### (1) 緊急通行車両の制度変更に伴う変更

災害対策基本法施行令の改正により、災害発生前の平時においても緊急通行車両であることの確認を行い、標章等の交付を受けることが可能となったもの。

#### (2) 県及び市町村並びに指定地方公共機関の組織改編等に伴う事項の変更